**保有特定個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書**

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

（実施機関）

　平成　　年　　月　　日に請求のありました保有特定個人情報の利用停止（□利用の停止・□消去・□提供の停止）については、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので、熊本県市町村総合事務組合特定個人情報保護条例（平成２７年組合条例第５号）第３３条第２項の規定により通知します。

　なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に　　　　　　　に対して審査請求をすることができます。また、この決定については、この決定があったことを知った日（上記審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県市町村総合事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る  保有特定個人情報の  内容 |  |
| 利用停止しない理由 |  |
| 担当 | （部 署 名）  （電話番号） |